男女共同参画にかかる令和2年度事業について

1 男女共同参画審議会の開催

- (1) 令和2年度第1回熊谷市男女共同参画審議会(書面審査)
 - 内 容 ① 令和元年度事業報告について
 - ② 令和2年度事業計画について
 - ③ 令和元年度男女共同参画推進センター利用状況について
- (2) 令和2年度第2回熊谷市男女共同参画審議会
 - 日 時 令和2年10月29日(木)午後2時
 - 場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
 - 内 容 ① 第15回熊谷市男女共同参画推進表彰の被表彰者の選考について
 - ② その他

2 男女共同参画社会実現に向けた啓発事業

- (1) 「第41回フォーラムくまがや2020」の開催(11月実施予定)・・・中止
- (2) 「男女共同参画講座配信事業」の実施 市内の団体(公民館、学校、PTA等)へ配信 申込み件数 2件(3月 大麻生中学校、別府中学校)
- (3) 「女と男のセミナー」の開催
 - 日 時 令和3年2月6日(土)午後1時30分
 - 場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
 - 内 容 自分流!~人生100年時代生き方探しセミナー~
- (4) 「男性セミナー」の開催(8月実施予定)・・・中止
- (5) 「男女共同参画に関する職員研修」の開催(11月実施予定)・・・中止
 - ※ 代替として、例年男女共同参画推進センター「ハートピア」情報・交流スペースで開催していた男女共同参画推進パネル展について、今年度は市役所ホールで開催することにより、職員へ男女共同参画社会のあり方を周知啓発する。(アンケートを実施)

- (6) 女と男の情報紙『ひまわり』の発行
 - ① 第30号

発 行 日 令和2年9月1日 発行部数71,500部

内 容 デートDVについて

配 布 先 市内全戸、市内企業、医師会、歯科医師会、熊谷駅等

② 第31号

発行日 令和3年3月1日

内 容 (編集委員会において決定)

(7) 「第15回熊谷市男女共同参画推進表彰」の実施

日 時 令和2年11月28日(土)

場 所 市役所内予定

- (8) 「男女共同参画パネル展」の実施
 - ① 期 間 令和2年11月5日(木)~11日(水)

場 所 市役所1階ホール

展示内容 「男女共同参画推進について」 「DVについて」

「ワーク・ライフ・バランスについて」

- ※ 職員の意識向上のため、職員掲示版に掲載、アンケートを実施する。
- ② 期 間 令和3年2月(7日間程度)

場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」情報・交流スペース

(9) 「パープルライトアップ」の実施

日 時 令和2年11月12日(木)~16日(月)

場 所 熊谷駅正面口(北口)駅前広場

内 容 女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日~25日)に、 女性に対する暴力根絶のシンボルマークであるパープルリボンにちな んで実施する。女性に対する暴力根絶と、被害者に対して「ひとりで 悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められてい る。

3 社会活動への参画促進事業

(1) 主催事業

「ステップアップセミナー」の開催

日 時 令和3年2月13日(土)20日(土)午後1時30分

場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室

内 容 ありのままの私でコミュニケーション

~演劇的手法を用いた体験型ワークショップ~

(2) 共催事業

① 「パートタイム労働セミナー」の開催(埼玉労働局雇用環境・均等室との共催)

日 時 令和3年1月19日(火)午後1時30分

場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室

内 容 パートタイム・有期雇用労働の知っておきたい重要なポイント

② 「在宅ワーカー育成セミナー」の開催(埼玉県女性キャリアセンターとの共催)

時期 12月3日(木)午前10時

場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室

内 容 在宅ワークを始めるための基礎知識や心構えを学ぶ

- ③ 「女性プチ起業支援セミナー・個別相談会」の開催(市商工業振興課との共催) オンラインによる開催を検討中、日程未定
- (3) 「くまがや共同参画を進める会」の支援
 - ① 補助金の交付
 - ② 情報の提供・主催事業への参加 前期 情報紙「たより第33号」発行
- (4) 審議会等委員への女性登用の推進 市報9月号、庁内経営戦略会議で報告
- (5) 女性人材リストの拡充 (4)に併せ庁内経営戦略会議で報告

4 DV相談等への対応

- (1) 相談業務(年間)
 - ① DV相談

月曜日~金曜日及び第1・第3土曜日(祝日、年末年始を除く。) 午前9時~午後5時15分 女性相談員(婦人相談員)による対応

- ② 弁護士による相談(予約制)2か月に1回 1時間30分(30分×3件)午前10時10分~午前11時40分
- ③ 臨床心理士による相談(予約制) 毎月1回 午前9時~午後4時
- ④ 保健師による相談(予約制)毎月2回 午後1時30分~午後3時30分
- (2) 配偶者暴力相談支援センター 配偶者暴力被害者保護に関する証明の交付
- (3) コロナ禍でのDV相談窓口等の啓発 特別定額給付金配偶者やその他親族からの暴力等被害申出受理確認書の受付 (月〜給付金申請期間内)

市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口」掲載

- ・ハートピア相談室
- ・DV相談+(プラス) (内閣府設置メール等による24時間相談受付)
- ・DV相談ナビ#8008 (内閣府設置全国共通短縮ダイヤル、

発信地に近い相談機関につなぐ)

(4) ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議の開催

日 時 令和3年2月予定

場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室